平成２３年（フ）第２７１６号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番37号
債務者　釜谷　咲子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８４号
大阪市生野区巽東３丁目２番28号　パークハイム北巽502号
債務者　髙本こと　慎　　房江
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００７号
大阪市淀川区十三東３丁目25番４号　シャトー十三201号
債務者　金山　義雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２７号
大阪府東大阪市新家中町５番11号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９３号
大阪府交野市幾野１丁目４番９号
債務者　源氏　公夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９７号
大阪府豊中市曽根南町３丁目６番12―305号
債務者　川口由美子（旧姓上戸）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２２号
大阪府寝屋川市高柳５丁目50番３号
債務者　米本　敏雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６８号
大阪市福島区福島２丁目10番19―1008号
債務者　太田　卓也
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３２号
大阪市西区南堀江４丁目12番１号　友愛ハイツ202
債務者　俊山　将大
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３５号
大阪府守口市大庭町２丁目４番１号
債務者　服部ゆかり（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５０号
大阪市淀川区東三国６丁目６番９号　東三国マンション501号
債務者　指方　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５３号
大阪市西成区花園北１丁目４番17号　丸永ハイツ403号
債務者　溝口　隆紀
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６５号
大阪府枚方市新町１丁目１番５―411号
債務者　古上　邦夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６６号
大阪府箕面市桜井３丁目４番14号
債務者　原野　千春
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７４号
大阪市城東区東中浜１丁目９番４号
債務者　三宅正次郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９５号
大阪府大東市深野５丁目11番11号
債務者　藤谷　和久
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９６号
大阪市生野区田島６丁目11番13号　セレニテ106号
債務者　小林　　学
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部